

おおい町ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱

〔 令和2年9月24日
告示第258号 〕

改正 令和3年4月1日告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、おおい町ブロック塀等の安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号。以下「規則」という。）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成22年おおい町告示第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 おおい町地域防災計画で指定する避難場所へ通じる道路をいう。
- (2) ブロック塀 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (3) 危険ブロック塀等 国土交通省が定めるブロック塀等の点検のチェックポイントによる点検の結果、倒壊の危険性があると判断されたブロック塀等をいう。
- (4) 除却等 危険ブロック塀等を除却（一部除却を含む）、改修又は除却後に建替えをするものをいう。
- (5) 県産材 県内で伐採された原木を原則として県内で加工した木材をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内事業者が、単一年度内において、おおい町内の避難路に面する危険ブロック塀等の除去等を行う事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、危険ブロック塀等の所有者で町税を滞納していない者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 危険ブロック塀等の除去 危険ブロック塀等の総延長に、1メートル当たり80,000円を乗じた額の3分の2又は工事費の3分の2のいずれか低い額とし、200,000円を限度とする。
- (2) 危険ブロック塀等の改修又は建替 改修又は建替えをするブロック塀等の総延長に、1メートル当たり80,000円を乗じた額の3分の2又は工事費の3分の2のいずれか低い額とし、200,000円を限度とする。

(3) 県産材を用いた塀の建替 建替えをする塀の総延長に、1メートル当たり80,000円を乗じた額の3分の2又は工事費の3分の2のいずれか低い額とし、600,000円を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める申請書に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 危険ブロック塀等の除去 おおい町ブロック塀等の安全対策事業(除去)補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 危険ブロック塀等の改修又は建替 おおい町ブロック塀等の安全対策事業(改修・建替)補助金交付申請書(様式第2号)

(3) 県産材を用いた塀の建替 おおい町ブロック塀等の安全対策事業(県産材建替)補助金交付申請書(様式第3号)

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 申請者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、おおい町ブロック塀等の安全対策事業補助金計画変更承認申請書(様式第5号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査等を行い、変更内容が適正であると認めるときは当該申請を承認し、補助金計画変更承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(中止の承認申請)

第9条 申請者は、補助事業を中止しようとするときは、おおい町ブロック塀等の安全対策事業中止承認申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の審査等を行い、事業の中止がやむを得ないと認めるときは当該申請を承認し、おおい町ブロック塀等の安全対策事業中止承認通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、おおい町ブロック塀等の安全対策事業補助金実績報告書(様式第9号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査し、及び必要に応じて現地審査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、おおい町ブロック塀等の安全対策事業補助金額の確定通知書(様式

第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、おおい町ブロック塀等の安全対策事業補助金交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 前2号のほか、本要綱に定める補助金交付の要件を欠くに至ったとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより補助金を返還しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第14条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第7条の規定により交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおおい町ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のおおい町ブロック塀等の安全対策事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。